3				
北海道	室蘭市、檜山振興局管内、上川総合振興局管内及びオホーツク総合振興局管内	○・五〇	七・五	
岩手県	全域			
栃木県	全域			
群馬県	全域			
福井県	全域			
岐阜県	全域			
滋賀県	全域			
京都府	全域			
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市及び伊丹市を除く全域			
奈良県	全域			
和歌山県	全域			
鳥取県	全域			
島根県	全域			
岡山県	全域			
広島県	全域			
山口県	全域			
長崎県	全域			
沖縄県	全域			

備考　この表に掲げる区域は、平成二十二年四月一日現在における行政区画によつて表示されたものとする。

第六条第一項第二号ハ中「キログラム毎ミリメートル」を「ニュートン毎ミリメートル」に改め、同条第二項ハ中「静的震度法」を「静的震度法」に改める。

第七条中「耐震設計設備」の下に「及び配管系」を加える。

第八条第二項中「地動速度又は地動変位」を「地表面における地震動に対する速度応答スペクトル」に改める。

第十条第一号イ中「$\sigma_t=\left(\frac{P_eD_m}{4t}-\frac{W_v|F_v}{\pi D_mt}+\frac{4M}{\pi D_m^2t}\right)\frac{1}{\cos\theta}$」を「$\sigma_t=\left(\frac{P_eD_m}{4t}-\frac{W_v-F_v}{\pi D_mt}+\frac{4M}{\pi D_m^2t}\right)\frac{1}{\cos\theta}$」に、「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に、「$\sigma_c=\left(\frac{P_eD_m}{4t}-\frac{W_v+F_v}{\pi D_mt}+\frac{4M}{\pi D_m^2t}\right)\frac{1}{\cos\theta}$」を「$\sigma_c=\left(-\frac{P_eD_m}{4t}+\frac{W_v+F_v}{\pi D_mt}+\frac{4M}{\pi D_m^2t}\right)\frac{1}{\cos\theta}$」に改め、同条第二号ロ中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、同号ハ中「$\sigma_t=\frac{0.48\left(e+\frac{a}{6}+\frac{c}{3}\right)}{a-c}\left\{\frac{15}{b(a-c)}+\frac{2}{n_aA_b}\right\}P$」を「$\sigma_t=\frac{e+\frac{a}{2}-c}{a-2c}\cdot\frac{2p}{n_aA_b}$」を「$\sigma_t=\frac{e+\frac{a}{2}-c}{a-2c}\cdot\frac{2p}{mn_aA_b}$」を「$\sigma_t=\frac{0.48\left(e+\frac{a}{6}+\frac{c}{3}\right)}{a-c}\left\{\frac{15}{b(a-c)}+\frac{2}{n_aA_b}\right\}\frac{P}{n}$」に改め、「、c」の下に「、n」を加え、「$n_a$　レグ一本当たりの基礎ボルト本数」を「n_a　ロ(1)に規定するレグ一本当たりの基礎ボルト本数」に改める。

第十一条第一号ロ中「第六条第二号」を「第六条第一項第二号」に改め、同号ハ中「$\sigma_c=\frac{|M_{G1}+M_{G2}|}{Z_{eu}}$」を「$\sigma_c=\frac{M_{G1}+M_{G2}}{Z_{eu}}$」に、「第六条第二号」を「第六条第一項第二号」に改め、同条第二号から第四号までの規定及び第六号中「第六条第二号」を「第六条第一項第二号」に改める。

第十二条第二号の表さら形の項中「$\frac{P_eD_h}{4t_h}\cdot\frac{1}{4}\left(3+\sqrt{\frac{R_m}{r}}\right)$」を「$\frac{P_eD_h}{4t_h}\cdot\frac{1}{4}\left(3+\sqrt{\frac{R_h}{r}}\right)$」に改め、同表備考中「、h」の下に「、$R_h$　鏡の内側のだ円体の短径の二分の一の値（腐れしろを除く。単位　ミリメートル）」を「h　鏡の内側のだ円体の短径の二分の一の値（腐れしろを除く。単位　ミリメートル）」を「R_h　鏡の中央部の内径の二分の一の値（腐れしろを除く。単位　ミリメートル）」に改める。

第十三条第一号イ中「第六条第一項第一号」を「第六条第一項第一号」に、「$M_2=\left(1-\frac{h}{H_1}\right)^{1.3}\frac{9\alpha_2W_2H_2}{g}$」を「$M_2=\left(1-\frac{h}{H_1}\right)^{1.3}\frac{\alpha_2W_2H_2}{g}$」に、「$\alpha_2$　第二設計地震動の地表面における水平加速度であつて、次の表の上欄に掲げる液面揺動の固有周期の区分に応じ、同表の下欄に掲げる算式により得られる値（単位　センチメートル毎秒毎秒）

T	α_2
七・五以下	$V_H\frac{2\pi}{T}$
七・五超	$D_H\left(\frac{2\pi}{T}\right)^2$

備考　この表においてT、V_H及びD_Hは、それぞれ第三条第二項に規定する値を表すものとする。」を「α_2　第二設計地震動の地表面における水平応答加速度であつて、次の算式により得られる値（単位　センチメートル毎秒毎秒）

$$\alpha_2=\frac{2\pi}{T}C_dV_H\ (T)$$

この算式においてT、(T)及びC_dは、それぞれ次の値を表すものとする。

V_H　T及び(T)　それぞれ第三条第二項に規定する値

C_d　減衰定数の値に応じて定まる補正係数で、第六条第一項第一号の図(c)により求められる値。ただし、液面揺動の減衰定数は〇・五パーセントとする。」に改める。

第十三条第一号ロ中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

第十四条の二第二号イ中「設計圧力」を「常用の圧力」に、「$P_e=\frac{4F}{\pi D_e^2}+\frac{16M}{\pi D_e^3}$」を「$P_e=\frac{4F}{\pi D_e^2}+\frac{16M}{\pi D_e^3}$」に改め、同条第六号中「各号」を「イからホまで」に改める。

第十五条中「耐震設計設備」の下に「及び配管系」を加える。